令和7年度

倉敷市中小企業者に係る省エネルギー設備等導入促進事業補助金制度

よくある質問

- Q. 中小企業者等の対象範囲を教えてください。
- A. 下表の A、B のいずれかを満たすものが対象です。

区分(業種等)	A. 資本金の額	B. 常時使用する
	または出資の総額	従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業、	3 億円以下	300 人以下
その他の業種(②~⑤を除く)		
②卸売業	1 億円以下	100 人以下
③サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
④小売業	5,000 万円以下	50 人以下
⑤医療法人、社会福祉法人等	_	300 人以下
⑥特別の法律によって設立された	構成員たる事業者の3分の2以上が上記①~⑤	
組合及びその連合会等	の基準を満たす	

- Q. 1つの会社で複数の事業所を同じ年度に申請してもよろしいですか。
- A. 申請者(代表者)につき、1年度に1回のみ申請が可能となります。複数申請はできません。
- Q. 工場が事務所と別敷地にある場合、工場と事務所を1事業所とみなして申請してもよろしいですか。
- A. 電力会社との契約内容をご確認ください。工場と事務所の電力会社との契約が、別契約となっている場合は同一事業所とみなせないので、同時申請できません。
- Q. 同一敷地内に工場と事務所が併設されている場合、任意の建物に限った省エネ設備の導入で、当該施設の温室効果ガス削減率の基準を満たすことは可能ですか。
- A. 電力会社との契約が同一の場合、工場と事務所併せて1事業所となります。任意の建物のみの省エネ中小Q&A-1

設備導入の場合においても、1事業所として温室効果ガス削減率の基準を満たすことができれば補助 金申請は可能です。

- Q. 本社が倉敷市外であっても、事業所の住所が倉敷市内であれば対象となりますか。
- A. 対象となります。
- 〇. 事業所の新築・改築や事業所の移転に伴う改修等についても補助の対象となりますか。
- A. 新築・改築や事業所の移転に伴う改修等については、対象となる事業所の温室効果ガス削減効果の 比較対象が無いため対象となりません。
- O. リースでも補助対象となりますか。
- A. リースは対象としておりません。
- Q.「エネルギーの見える化を図る設備」とはどのような設備ですか。
- A. 事業所で消費している電気、ガス等のエネルギー使用量を計測・蓄積し、その結果を表示する設備のことをいいます。 蓄積したデータを用いて P C などで表示できる場合も対象となります。
- Q. デマンド監視装置は見える化設備として認められますか。
- A. 電力使用量データを蓄積し、PC等で表示できる場合は認められます。
- Q. エネルギーの見える化を図る設備は省エネルギー設備に含まれますか。
- A. 含まれません。
- O. 電力会社の変更によって CO2 排出係数を下げることは、温室効果ガスの削減見込みに含まれますか。
- A. 含まれません。
- O. なぜ「省エネ診断」を受ける必要があるのですか。
- A. 省エネ診断を行うことで、運用改善等を含めた総合的なエネルギーマネジメントを推進する事業者を対象とした補助金であるためです。

- Q. 省エネ診断を受けましたが、その後さらに削減効果の高い設備や照明器具の設置台数削減、より効率 の高い機器の採用などを検討した場合、省エネ診断時のCO2排出量の削減値が一致しない場合が あります。どのように対応すべきでしょうか。
- A. 変更後の削減効果根拠資料を任意様式で提出して下さい。ただし、省エネ診断に記載されている設備・内容の削減効果の修正に限ります。また、変更後に温室効果ガス削減効果が基準値を下回る場合は認められません。
- Q. 補助対象経費及び補助金の下限はありますか。
- A. 下限は特に設けておりません。
- Q. 補助対象経費に人件費は含まれますか。
- A. 補助対象機器を設置するため等に直接必要な人件費であれば対象となります。
- O. 自社製品を設置する場合や自社で工事を行う場合は補助対象経費となりますか。
- A. 補助対象経費の中に事業者の自社製品の調達分や自社で行う工事費等が含まれる場合、補助対象経費から事業者の利益相当分を除した額を補助対象経費とします。
- O. 太陽光発電システムと空調設備など、工事の契約を2つ以上に分けて申請してもよろしいですか。
- A. 契約が2つ以上に分かれても構いません。
- Q. 太陽光発電システムと空調設備を同一業者で導入する場合、両設備に共通する工事費等の扱いはどうすればよいですか。
- A. 見積書を各設備で御準備いただいた上で、材料費、工事費で共通する部分については、「太陽光発電設備」の見積書に計上してください。
- Q. 見積書等の補助事業に係る費用の内訳がわかる書類について、導入する省エネ設備ごとに見積書が 準備出来ない場合はどうしたらよいですか。
- A. 最低限、「太陽光発電設備+蓄電池(導入する場合)」/「その他の省エネ設備」で見積書の仕

分けができればOKですが、これが不可能な場合は申請を認めません。

- Q. 見える化設備を導入した場合、計測したデータを市へ提出する必要がありますか。
- A. 実績報告の際の添付書類として提出する必要がありますので、実績報告の対象年度分は必ず保管しておいてください。
- Q. 事業完了後の報告時に、基準以上の温室効果ガス排出量の削減が達成できなった場合、補助金の返還が必要となる可能性があるとのことですが、気象条件や生産量の増加などにより、基準以上の削減ができなった場合はどのように報告すればよろしいですか。
- A. 客観的な数値を基にした説明を報告書と併せて提出してください。

例1:気象条件等と密接に関係する機器:気象庁などのデータ

例2:生産量の増加:生産量を分母とした原単位による比較データ

例 3 : 新型コロナウイルスの影響によるエネルギー使用量の増減:影響を受ける以前の年間エネルギー 使用量との比較データ

- O. 交付申請が次年度の4月以降となっても120日以内であれば申請可能ですか。
- A. 事前登録通知書の通知日から120日後が、当該通知日が属する年度の末日(3月31日)を 超える場合、年度の末日(3月31日)が交付申請の期限になりますので申請できません。
- Q. 省エネ診断事業者が診断事業者要件を満たしていますが、地球温暖化対策室のHP上での対象診断事業者として公開されていません。この診断事業者の診断書は補助申請時有効ですか。
- A. 地球温暖化対策室のHP上で事業者名が公開されるまでは無効の診断書となります。HP上での公開には、診断事業者から「対象診断機関登録届出書」を地球温暖化対策室に提出していただく必要があります。公開された以降で、当該年度及び前年度の診断書が有効な診断書となります。
- Q. 省エネ診断事業者にとって、申請者の省エネ診断が初の診断となる場合、この診断書は補助申請時 有効ですか。
- A. 無効です。

- Q. 診断事業者要件のうち、「複数の専門職員(エネルギー管理士の資格取得者1名以上)から構成される担当部署を有する法人」について、
 - ①エネルギー管理士資格取得者が、人事配置上省エネ診断実施部署(担当部署)に配属されていない場合は、要件を満たしますか。
 - ②担当部署が、省エネ診断専属の部署でない場合も、要件は満たしますか。
 - ③他企業と協力して省エネ診断を実施しており、他企業の職員を含めると要件を満たせますが、この場合は対象診断機関の要件を満たしますか。
- A. ①担当部署に2名以上省エネ診断実施者が配属されている場合、エネルギー管理士資格者が組織内の別部署の場合でも要件を満たします。(但し、エネルギー管理士資格取得者が診断事業を統括する前提です。)
 - ②専属である必要はありませんので、要件を満たします。
 - ③省エネ診断事業者を実施する職員やエネルギー管理士資格取得者が省エネ診断事業者と雇用関係にない場合は、要件を満たしません。但し、省エネ診断実施者が省エネ診断事業者の取締役を兼ねる場合は、人数としてカウントできます。